

常陸太田市耐震改修促進計画の計画期間の延長について

常陸太田市では、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）、以下「耐震改修促進法」という。）に基づく「常陸太田市耐震改修促進計画」を策定し、耐震改修等の促進を図っています。

市町村の耐震改修計画は、耐震改修促進法において、都道府県耐震改修促進計画に基づき策定に努めることとされていますが、現在、茨城県において「茨城県耐震改修促進計画」の見直しが検討されていることから、現行の「常陸太田市耐震改修促進計画（平成28年3月策定）」で令和2年度までとしている計画期間を1年延長し、令和3年度までとします。

次期「常陸太田市耐震改修促進計画」の策定については、県が見直し予定の「茨城県耐震改修促進計画」の内容を踏まえ、令和3年度以降に策定予定です。

<計画期間の延長>

現 計 画 期 間：平成28年度 ～ 令和2年度

変更後計画期間：平成28年度 ～ 令和3年度

<参考：現状の耐震化率>

建築物の種類		全施設（戸）数	現状の耐震化率	備考 (耐震化率の時点等)
住宅		19,630	88.2%	平成30年度
民間の特定建築物等		30	83.3%	令和2年度12月末
市の特定建築物等		39	100.0%	〃
	学校等	26	100.0%	〃
	賃貸共同住宅等	6	100.0%	〃
	事務所等	3	100.0%	〃
	その他	4	100.0%	〃